

# 山形県土地家屋調査士会

## 公式SNS運用基準

令和8年3月27日理事会承認

### 1 目的、適用

- (1) 本基準は、山形県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が情報提供媒体として使用する公式 SNS のアカウント（以下「本会公式 SNS」という。）を運用するにあたっての、利用者と本会との間の権利義務関係について定めることを目的とし、利用者と本会との間の本会公式 SNS に係る一切の關係に適用される。
- (2) 本会公式 SNS は以下のアカウントのとおりとする。

Facebook

アカウント名：山形県土地家屋調査士会

URL :(<https://www.facebook.com/ygmt.tochikaokuchosashi>)

### 2 基本方針

本会公式SNSは、本会の取組、行事の更新情報等を発信することを通じ、利用者に本会の理解を深めるとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

なお、本会公式SNSは、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わない。

### 3 発信する情報

本会公式SNSは以下の情報を発信する。

- (1) 会長声明、意見書等
- (2) 本会が主催、共催又は後援するイベント案内
- (3) 上記(1)及び(2)の他、本会の活動全般に関する情報
- (4) 災害復興支援に関する情報
- (5) 本会及び土地家屋調査士の認知度を上げるための情報
- (6) 本会新規入会者、新人研修受講生及び新人土地家屋調査士向けの関連情報
- (7) 土地家屋調査士業務の紹介

- (8) 緊急時等における情報
- (9) その他本会が必要と判断した情報

### 4 免責事項

- (1) 本会は、利用者が本会 SNS の情報を用いて行う行為について責任を負わないものとする。
- (2) 本会は、利用者により投稿された本会公式 SNS に対する「リプライ」、「コメント」等の書き込みについて責任を負わないものとする。
- (3) 本会は、本会公式 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブルや紛争について責任を負わないものとする。
- (4) 本会公式 SNS から他の SNS 等へのリンク又は他の SNS 等から本会公式 SNS へのリンクが提供されている場合でも、本会は、他の SNS 等及びそこから得られる情報に関して責任を負わないものとする。
- (5) 本会は、本会公式 SNS の運用の中断、停止、利用不能又は変更、アカウントの停止又は削除、利用者の書き込み又は情報の削除又は消失、本会公式 SNS の利用に伴うデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本会公式 SNS に関連して利用者が被った損害につき、本会の故意又は重大な過失に基づくものである場合を除き、責任を負わないものとする。

### 5 利用者による書き込みに係る基準等

利用者は、本会公式SNSの利用にあたり、以下のいずれかに該当する書き込みを行わないよう留意するものとする。利用者による書き込みが以下のいずれかに該当する場合は、予告なく当該書き込みを削除するとともにアカウントのブロック等を行うことができる。

- ・法令、本基準等に違反するもの
- ・特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権、プライバシーの権利、名誉など本会又は第三者の知的所有権等の権利又は利益を侵害するもの（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

的とするもの

- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・犯罪行為に関連するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏えいする等のプライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・コンピューターウイルスその他の有害なプログラム等を含む情報を送信するもの
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・本会による本会公式SNSの運営を妨害するもの
- ・本会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・本会の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、不適切又は不当であると判断されるもの

#### 6 アカウントの停止又は削除

SNSのシステム上の問題や運用に支障をきたす事態が発生するなど、本会公式SNSの全部若しくは一部を継続して運用することが困難となった場合、又は本会が本会公式SNSの全部若しくは一部の停止若しくは削除を必要と判断した場合は、アカウントを停止又は削除することができる。

#### 7 運用基準の周知、変更

本基準の内容は本会ウェブサイトに掲載する。また、本基準は必要に応じて本会理事会にて変更できるものとし、本会は、本基準を変更する旨及び変更後の本基準の内容並びにその効力発生時期を、本会ウェブサイトに掲載して本基準を変更するものとする。

#### 8 準拠法及び管轄裁判所

本基準の準拠法は日本法とし、本基準に起因し又は関連する一切の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 9 その他

本基準に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。